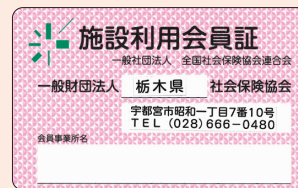


# 施設利用会員証発行・更新のご案内

ホテル等の契約施設について、優待料金で利用できる「施設利用会員証」を、会員事業所様に発行いたします。  
職場や家族での旅行、出張などに是非ご利用ください。



現在、お持ちになっている「施設利用会員証」は更新が必要です

「施設利用会員証」の有効期限は、2020年3月31日までとなります。引き続き利用される場合は、新たにお申し込みが必要です。なお、有効期限切れとなる「会員証」は返却する必要はありませんので、各事業所で破棄してください。

## 1. 優待利用施設

【船員保険会・4施設】〔当協会事業、契約保養施設利用補助と併用可〕 ・  
【ホテル法華クラブグループ・19施設】 ・ 【高輪・品川プリンスホテルグループ・4施設】 ・  
【プリンスホテル優待プラン・全国のプリンスホテル、スキー場、ゴルフ場等の施設】 ・  
【湯快リゾート株式会社・29施設】 ・ 【ダイワロイヤルホテル(大和リゾート株式会社)・27施設】 ・  
【かんぽの宿(日本郵政株式会社)・37施設】 ・ 【HMIホテルグループ(ホテルマネージメントインターナショナル株式会社)・53施設】 ・ 【その他(宿泊施設・日帰り施設)】

## 2. 申込資格

2020年度社会保険協会費を納入いただける事業所の被保険者及びその同居するご家族。

## 3. 申込枚数

「施設利用会員証」の枚数は、原則として1事業所につき5枚までです。  
※申込みは先着順です。発行枚数に限りがありますので、なくなり次第配布を終了させていただきます。

## 4. 施設利用会員証の有効期限

2023年3月31日まで（期間内であれば何度でもご利用可能）

## 5. 申込方法

- ①下記の申込書（コピーしてご使用ください）に必要事項をご記入いただき、下記宛先に郵送にてお申し込みください。
- ②申込後、「施設利用会員証」を送付いたしますので、返信用封筒（84円切手貼付）に宛先（申込者〔事業所〕等）を明記の上、同封してください。

## 6. その他

- ①優待利用対象者は、会員事業所の被保険者及びその同居するご家族です。
- ②「施設利用会員証」に事業所名を必ずご記入いただき、事業所において管理し、事業所内で貸与してください。
- ③契約優待施設、優待内容及び利用方法等の詳細は、当協会ホームページの「施設利用会員証」により確認できます。【一部の施設では「専用のログインパスワード等」の入力が必要となります。「会員証」送付時に同封いたします】

## 7. お申し込み・お問い合わせ先

〒320-0032 宇都宮市昭和1-7-10 東昭ビル3階  
一般財団法人 栃木県社会保険協会 (028-666-0480)

## 施設利用会員証申込書

年 月 日

事業所所在地	〒	-	住所
事業所名称	印（事業所印）		
申込枚数	枚	事業所電話番号	
事業所整理記号	例) 01-トヘソ -	協会管理番号	
担当者			